



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年11月13日火曜日 第2420号

◇ 目 次 ◇

医師の指定	1036
指定自立支援医療機関の指定	1036
大規模小売店舗の新設の届出の概要等	1037
解除予定保安林	1037
保安林の指定（2件）	1037
漁業の許可又は起業の認可の申請期間	1038
建設業者の許可の取消し	1038

開発行為に関する工事の完了 1038

公 告

愛媛県原子力防災ネットワークシステム（緊急時連絡網装置等）
の借入れ及び保守点検業務 1038

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1340号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成24年11月13日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由・心臓・呼吸器機能障害	小児科	愛媛県立今治病院	松田修	今治市石井町4丁目5番5号	平成24年11月1日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能障害	外科	医療法人沖縄徳洲会宇和島徳洲会病院	伊藤雅之	宇和島市住吉町2丁目6番24号	平成24年11月1日
肢 体 不 自 由	内科	財団法人積善会附属十全総合病院	玉井守	新居浜市北新町1番5号	平成24年11月1日
視 覚 障 害	眼科	住友別子病院	西田雅宏	新居浜市王子町3番1号	平成24年11月1日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸・肝臓機能障害	内科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	新居英二	西条市朔日市市榎ヶ坪269番地1	平成24年11月1日
肢 体 不 自 由	リハビリテーション科	伊予病院	藤田浩史	伊予市八倉906番地5	平成24年11月1日
肢体不自由・音声、言語機能障害	脳神経外科	医療法人紫愛会石川病院	曾我部周	四国中央市上分町732番地1	平成24年11月1日
ぼうこう又は直腸機能障害	外科	独立行政法人国立病院機構愛媛病院	石丸啓	東温市横河原366番地	平成24年11月1日

○愛媛県告示第1341号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成24年11月13日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
ひめ薬局北鳥生店	今治市北鳥生町3丁目4番12号	株式会社レフピック	薬局（育成医療・更生医療）	平成24年11月1日
あいなん薬局	南宇和郡愛南町一本松3382-4	有限会社アボトライ	薬局（育成医療・更生医療）	平成24年11月1日

○愛媛県告示第1342号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成24年11月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）マックスバリュウ万ノ台店
松山市久万ノ台480
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社 N T T 西日本アセット・プランニング
大阪市中央区今橋二丁目5番8号
代表取締役 永見 信之
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
マックスバリュウ西日本株式会社
広島市南区段原南一丁目3番52号
代表取締役 岩本 隆雄
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年6月25日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,300.50平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
81台
イ 駐輪場の収容台数
40台
ウ 荷さばき施設の面積
57平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
14立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午前0時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午前0時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
1箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成24年10月24日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1343号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年11月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所
西条市中野字向坂丙42の2、市之川字大平見道ノ上6797の3、津越字所後7037の3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
送電変電施設用地とするため

○愛媛県告示第1344号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年11月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林の所在場所
今治市朝倉北乙13の3、朝倉上乙1155の4、朝倉南丙103の1、丙105の1、丙123の1、丙130の28、丙138の3、丙140の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1345号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、

次のように保安林の指定をする。

平成24年11月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林の所在場所

今治市伯方町北浦字竹田乙106

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字竹田乙106（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めなし。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1346号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成24年11月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成24年11月13日から11月26日まで

○愛媛県告示第1347号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成24年11月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(般-22)第14605号	平成22年8月28日	CELCO SOLAR SOLUTIONS(株)	宮嶋 嘉則	松山市南久米町351-1	平成24年10月2日	とび・土工事業 屋根工事業 電気工事業 防水工事業	建設業の廃止(一部)
(般-19)第16229号	平成19年12月25日	タオプランニング(株)	堀川タツミ	松山市堀江町甲2031	平成24年10月9日	土工事業 とび・土工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-22)第12162号	平成23年1月5日	(株)セイユーハウジング	山本 守厚	松山市清住2-1092-5	平成24年10月12日	建築工事業	建設業の廃止
(般-19)第15188号	平成19年11月25日	(株)カスタム環境開発	山本 守厚	松山市清住2-1092-5	平成24年10月12日	建築工事業	建設業の廃止
(般-19)第2444号	平成19年12月20日	(有)泉空衛設備	泉 智史	松山市畑寺4-9-33	平成24年10月23日	とび・土工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第1348号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年11月13日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
24中局建(開)第29号 平成24年11月2日	伊予市下三谷字下前谷2125番11	伊予市下吾川2010番地1(3号棟) 吉 岡 あさみ 吉 岡 梓

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年11月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県原子力防災ネットワークシステム（緊急時連絡網装置等）の借入れ及び保守点検業務

(2) 借入物品名及び数量

愛媛県原子力防災ネットワークシステム（緊急時連絡網装置等）一式（機器一式、保守一式、搬入、据付、配線、調整等一

式)

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成25年3月1日から平成30年2月28日まで

(5) 借入場所

仕様書による。

(6) 入札方法

入札金額は、愛媛県原子力防災ネットワークシステム（緊急時連絡網装置等）の借入れ及び保守点検業務に係る月額を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23年度、平成24年度及び平成25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(3) 平成23・24・25年度競争入札参加資格審査申請書の様式第3号競争入札に参加を希望する営業種別の詳細の営業種別に「9 その他」営業種目に「20 レンタル・リース」を記載した者であること。

(4) この公告に示された機器等を借入期間の開始までに确实且つ適切に貸与できる体制を有するほか、機器の更新作業期間にトラブルが発生した際に、熟練した技術者を90分以内に現場に派遣し、直ちに正常な状態に回復できる体制を確立できることを、入札参加資格確認申請書により証明した者であること。

(5) 保守点検対象となっている上記機器について、保守点検を行った実績があること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課原子力防災グループ
〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089) 941 - 2111 内線2341

(2) 入札書の受領期限

平成24年12月25日（火）午前10時

(3) 入札説明書の交付方法

愛媛県ホームページ（<http://www.pref.ehime.jp/>）でのダウンロード又は上記(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成24年12月25日（火）午前10時

愛媛県庁舎第一別館3階災害対策室A

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第137条の規定に該当する者については、入札保証金の納付を免除することがある。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、愛媛県会計規則第154条の規定に該当する者については、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望するものは、入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 申請書の受付時期

平成24年11月13日（火）から12月7日（金）午後5時00分まで

イ 受付場所

上記3の(1)に掲げる場所

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased :
Borrowing and maintenance business of nuclear disaster prevention networks (emergency network equipment etc .), 1 set

(2) Time limit of tender : 10:00a . m . , 25 December 2012

(3) For further information , please contact :
Nuclear Power Safety Division , Public Affairs and Environment Department , Ehime Prefectural Government ,
4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 941 2111 Ext 2341